

令和3年2月15日

会員各位

公益社団法人日本臨床工学技士会

理事長 本間 崇
倫理・関係法規委員会
担当理事 吉田 靖

綱紀の厳正な保持について（通知）

会員各位におかれましては、日頃より綱紀の厳正な保持にご努力いただき、ありがとうございます。

さて、会員の綱紀粛正については、これまでも機会あるごとに倫理綱領を遵守していただくように要請してきたところですが、残念ながら本年度も不祥事案等が発生しており、近々では医療機関に所属する臨床工学技士の業務外の犯罪による逮捕報道がありました。

医療情勢の目まぐるしい変化に伴う価値観の多様化により臨床工学技士が注視されている昨今、このような犯罪行為で臨床工学技士の名誉を傷つけられることは遺憾にたえません。

そこで、専門職としての行動を律するため、会員各位におかれましては、臨床工学技士としての自覚を持ち、社会からの疑惑や不信を招くような品性や倫理性が問われる行為は厳に慎むよう、改めて周知徹底いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 倫理綱領の遵守

臨床工学技士の倫理性を支える基本理念である「公益社団法人日本臨床工学技士会倫理綱領」を厳正に保持すること。

<https://www.ja-ces.or.jp/01jacet/gaiyou/pdf/ethics.pdf>

2. 各種法令等の遵守

医療専門職として、各種法令等の遵法を徹底し、これらに違反することのないよう、十分に留意すること。

以上

公益社団法人日本臨床工学技士会

倫理綱領

倫理要綱

- 1 臨床工学技士は、人々の健康を守るために貢献します。
- 1 臨床工学技士は、チーム医療の一員として、専門分野の責任を全うします。
- 1 臨床工学技士は、医療を求める人々のため、常に研鑽に励みます。
- 1 臨床工学技士は、常に高い倫理観を保ち、全人的医療に貢献します。

倫理規定

公益社団法人日本臨床工学技士会は、本会会員が臨床工学技士として社会的使命とその責任を自覚し、常に自己研鑽に励み、自らを律するため倫理規定を定め、社会に寄与するものとする。

- 1 臨床工学技士は、人々の健康を守るため、医療・福祉の進歩・充実に貢献する。
- 2 臨床工学技士は、個人の権利を尊重し、思想、信条、社会的地位等による個人を差別することはしない。
- 3 臨床工学技士は、業務上知り得た情報の秘密を守る。
- 4 臨床工学技士は、常に学術技能の研鑽に励み、資質の向上を図り高い専門性を維持し、臨床工学の発展に努めなければならない。
- 5 臨床工学技士は、生命維持管理装置等の医療機器の専門医療職であることを十分認識し、最善の努力を払って業務を遂行する。
- 6 臨床工学技士は、常に他の医療職との緊密な連携を図り、より円滑で効果的、且つ全人的な医療に努め信頼を維持する。
- 7 臨床工学技士は、後進の育成に努力しなければならない。
- 8 臨床工学技士は、不当な報酬を求める等の法と人道に背く行為はしない。
- 9 臨床工学技士は、互いの交流に努め人格を調練し、相互に律する。

附則 1. この綱領は平成15年5月25日より施行する。